

（目的）

第1条 この告示は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者（以下「要支援者」という。）に対し、成年後見制度の利用支援を行うことにより、要支援者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境の整備に資することを目的とする。

（支援の種類）

第2条 要支援者に対し、市長が行う支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長による成年後見等開始の審判の申立て（以下「市長による申立て」という。）
- (2) 市長による申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料及び鑑定料（以下「申立てに係る費用」という。）の負担
- (3) 成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬（以下「成年後見人等に対する報酬」という。）の助成

（市長による申立ての要件等）

第3条 市長による申立ては、次に掲げる規定に基づき、次項各号のいずれかに該当する場合において行うものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
- (3) **精神保健及び精神障害者福祉に関する法律**（昭和25年法律第123号）第51条の11の2

2 市長による申立てを行う場合は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、要支援者を保護するために市長による申立てを行うことを市長が必要と認めた場合とする。

- (1) 要支援者に配偶者及び2親等内の親族（以下この項において「親族等」という。）がない場合であって、かつ、3親等又は4親等の親族（以下この項において「他の親族等」という。）で申立ての意思がある者の存在が明らかでない場合
- (2) 要支援者に親族等がいても音信不通の状況であり、又は当該親族等に申立ての意思がない場合であって、かつ、他の親族等で申立ての意思がある者の存在が明らかでない場合
- (3) 要支援者が虐待を受けるおそれがあり、又は虐待を受けている疑い及び事実があり、要支援者に親族等がいても、早急に市長による申立てを行う必要があると判断される場合

(成年後見人等に対する報酬の助成を受けることができる者)

第6条 成年後見人等に対する報酬の助成を受けることができる者(以下「報酬助成の対象者」という。)は、市内に現に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき登録されている後見開始等の審判の申立てに係る要支援者又は家庭裁判所により成年後見人等を付された者(以下「成年被後見人等」という。)であって、医療保険各法の規定による被扶養者に該当せず、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法の規定による生活保護を受けている者
- (2) 世帯(別世帯で同居をしている者を含む。)が市民税非課税世帯の者であって世帯の年間収入見込み額(当該年の1月から12月までの収入見込み額)が単身世帯で150万円以下(世帯員が2人以上の世帯にあつては、150万円に2人目以降の世帯員の数に50万円を乗じた額を加えた額以下)かつ、世帯の資産が単身世帯で100万円以下(世帯員が2人以上の世帯にあつては、100万円に2人目以降の世帯員の数に50万円を乗じた額を加えた額以下)である者

(成年後見人等に対する報酬の助成額)

第7条 成年後見人等に対する報酬の助成額は、報酬助成の対象者の収入から、福祉サービスの利用料、社会保険料、生活費その他市長が必要と認める経費と家事審判法第9条第1項甲類第20号に規定する報酬の付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)により家庭裁判所が決定した成年後見人等に対する報酬額を合計した額を控除し、不足となった額とする。

- 2 前項に規定する助成額は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とし、在宅の成年被後見人等にあつては月額2万8,000円を、施設に入所している成年被後見人等にあつては月額1万8,000円を限度とする。
- 3 報酬の助成の対象となる期間は、成年後見人等が行った一定期間の後見等の事務に対して、事後に家庭裁判所がその報酬額を決定するという報酬付与の審判の特性に鑑み、報酬付与の審判によって決定された報酬対象期間とする。

●事業開始以後、障がい福祉担当としての報酬助成実績

令和2年度 3件(施設1件・在宅2件)(知的障がい1件・精神障がい2件)

令和3年度 3件(R3.12末現在)(施設2件・在宅(GH)2件)(知的障がい4件)